

堺エコライフポイント事業参加要領

参加店舗用

令和7年4月改定

- 本参加要領は、令和7年度堺エコライフポイント事業における参加店舗等（市民等が環境行動を実践し、ポイントを取得できるスポットとして参加する店舗やサービス等）の参加条件、応募方法、留意事項等についてまとめたものです。
- 参加をご希望の事業者様は、「令和7年度 堺エコライフポイント事業の概要（予定）」及び本要領をご確認の上、「堺エコライフポイント事業参加申込書」によりお申込みください。
- すでに参加申込をしている事業者様は、改めて申込書をご提出いただく必要はございません。

[基本要件等](#) ……P3 [運用方法](#) ……P6 [申込方法等](#) ……P12

[対象環境行動の詳細及び個別参加要件](#) ……P17

(A-1) プラスチック製カトラリーの配付辞退 ……P19	(A-9) カーシェアリングサービスの利用 ……P27	(B-7) いきもの発見報告 ……P37
(A-2) 飲料購入時のマイボトル利用 ……P20	(A-10) 対象の省エネ家電の購入 ……P28	(B-8) 自転車での来店・来庁 ……P38
(A-3) クリーニングハンガーの店舗への返却 ……P21	(B-1) カトラリー類の配付辞退 ……P31	(B-9) シェアサイクルの利用 ……P39
(A-4) 傘シェアリングサービスの利用 ……P22	(B-2) 通帳レスでの口座開設（切替） ……P32	(B-10) うちエコ診断の受診 ……P40
(A-5) 服のリユースショップへの持ち込み ……P23	(B-3) リユースショップ等への持ち込み ……P33	(B-11) エネルギー使用レポートの確認 ……P41
(A-6) 食事の食べきり ……P24	(B-4) 日用品リペアショップの利用 ……P34	(B-12) 再エネ電気メニューの申込 ……P42
(A-7) フードシェアリングサービスの利用 ……P25	(B-5) 粗大ごみリユース品の受取 ……P35	(B-13) 環境講座・イベントへの参加 ……P43
(A-8) フードドライブ活動への食品の寄付 ……P26	(B-6) 地産地消品の購入 ……P36	(B-14) 家庭系廃食用油の持ち込み ……P44

基本要件等

- 本事業への参加申込にあたっては、次の要件をすべて満たす事業者（企業、団体、個人事業主等）であることが必要です。

① 次のいずれかに該当する者であること。

- ・堺市内において市民等が対象環境行動（P17～P43参照）を実践可能な店舗等を営んでいる者（又はこれらの店舗等とフランチャイズ契約を締結している本部である事業者）
- ・市民等が対象環境行動を実践可能な堺市内の店舗等の登録があるプラットフォームを運営する者
- ・堺市内において市民等が対象環境行動を実践可能なイベント等を主催する者又は当該イベント等に出店する者

② 次のいずれにも該当しないこと。

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」「堺市暴力団排除条例」に規定する暴力団、指定暴力団等、指定暴力団連合、暴力団密接関係者
- ・社会的な非難を受け、又はそのおそれがあるもの
- ・特定の政治活動又は宗教活動を行う団体

③ P6～P10に定める運用方法に従い、誠実に対応できること。

○ 本事業に参加いただける店舗等は、次の要件を全て満たすものであることが必要です。

- ①「堺市内の店舗」「堺市内で開催されるイベント」「堺市内の店舗等が加入しているサービスやプラットフォーム」のいずれかであること。
- ②参加しようとする店舗等（店舗、イベント、サービス、プラットフォーム）において、来店者やサービス利用者が、本事業の対象環境行動のいずれかを実践可能であること。
- ③本事業の参加店舗として所在地、サービスの利用方法、対象環境行動の内容などを本市から公表可能であること。
- ④事業開始日（令和7年6月末頃）から令和8年2月末までポイント付与を継続可能であること。イベントの場合は上記期間内に開催されるものであること。
- ⑤参加を希望する対象環境行動ごとに定める個別参加要件（P17～P43）に合致するものであること。

運用方法

- 参加店舗等には、「**堺エコライフポイント参加店表示**」と「**ポイント取得用二次元コード**」の**2種類を店舗等に掲示・設置していただくことが必要**です。

堺エコライフポイント参加店表示及びポイント取得用二次元コードは、参加店舗等として決定後、本市からお渡します。

- 掲示・設置期間は、令和7年6月末頃（別途ご連絡）～令和8年2月末まで（予定）です。

<堺エコライフポイント参加店表示>



A5ヨコ (148mm×210mm)

<ポイント取得用二次元コード>

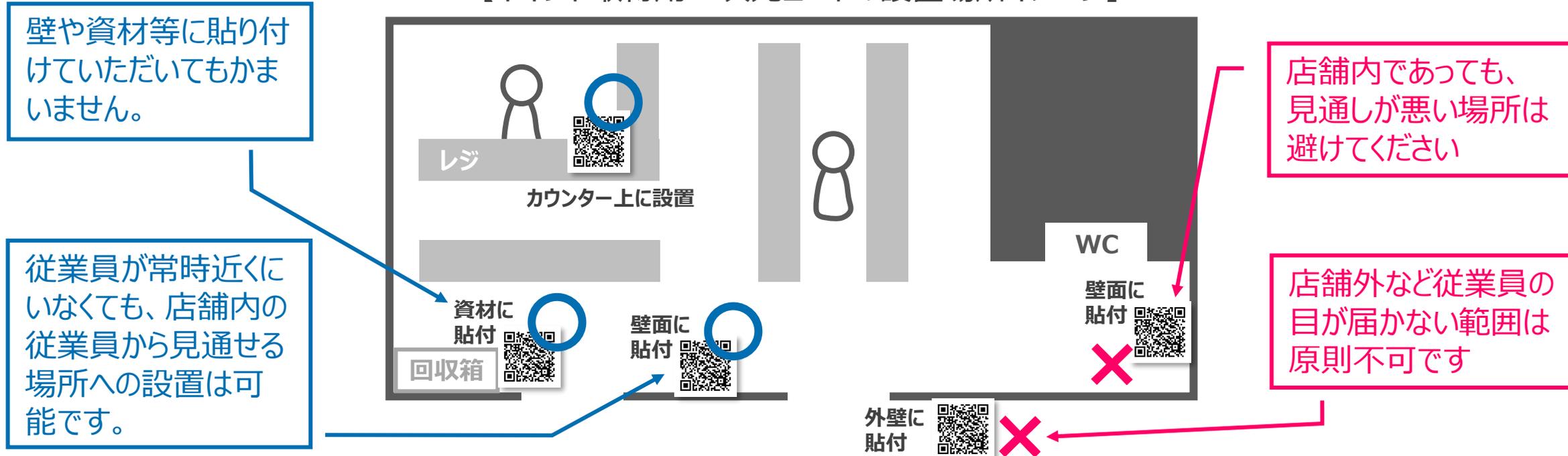


写真L判タテ (127mm×89mm)

※希望者にはサインホルダー (カード立て) をセットでお渡します

- 堺エコライフポイント参加店表示は、店頭等人の目に付きやすいところに掲示してください。
※事業参加店であることを明確にするため、店舗の外から見える場所が望ましいです。
- ポイント取得用二次元コードは、従業員の目が届く範囲での設置を原則とし、不正防止等の観点から適切と考えられる場所を事業者様や各参加店舗等で選定してください。
※ (A-10) 対象の省エネ家電の購入については、レジ（ユーザから見えないところ）で保管していただき、ユーザからポイント取得のお申出があった際に、ポイント取得用二次元コードを提示してください。

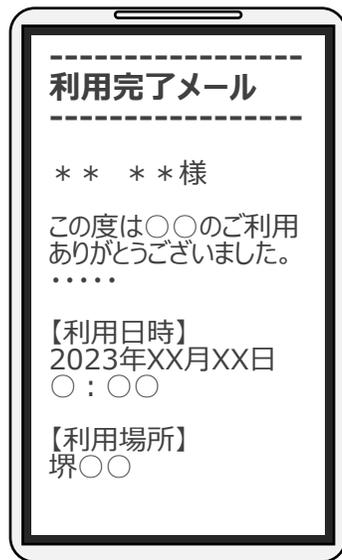
【ポイント取得用二次元コードの設置場所イメージ】



- **ポイント取得用二次元コードを設置する実店舗等が無い**と考えられる**一部の対象環境行動**については、当該サービス等の利用完了画面やメールのスクリーンショット等をアプリ内問い合わせから送信いただくことで、**堺エコライフポイント事務局（以下、「事務局」）がポイントの後付け**します。

※該当する対象環境行動については、P17～P43をご覧ください。

- これらに該当する参加店舗等の方は、**堺エコライフポイント参加店表示やポイント取得用二次元コードの掲示・設置は不要**です。また、**参加店舗等での作業等は不要**です。



スクリーンショット等を
アプリ内問い合わせから送信



事務局でポイント後付け

○ 参加店舗等には、「事業周知ポスター」及び「事業周知リーフレット」をお渡しします。

可能な範囲で掲示等にご協力ください。

<事業周知ポスター>



B3タテ (148mm×210mm)

<事業周知リーフレット>



A4・3つ折り
(仕上がり210mm×99mm)

※上記デザインは令和6年度のものであります。画像と実物では色合い等若干異なる場合がございます。

【行動実践の確認について】

- ユーザは、対象環境行動を実践したことを自ら判断し、自身でポイント取得用二次元コードを読み取ってポイントを取得します。参加店舗等において、**ユーザが対象の環境行動を確実に実施したかどうか確認いただく必要はありません。**

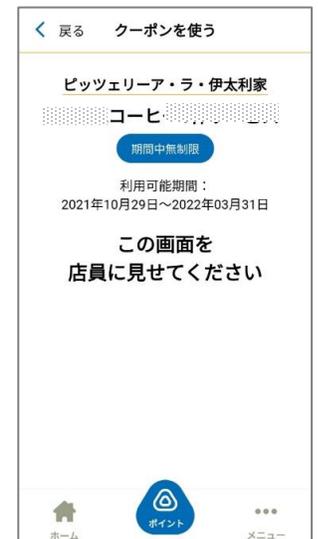
【お問い合わせへの対応について】

- アプリの操作方法や事業の内容など、ユーザから問い合わせがあった場合は、掲示物等に記載の連絡先（事務局）までお問い合わせいただくようお願いください。参加店舗等で**ご説明いただく必要はありません。**

【クーポンの配信について】

- 堺エコライフポイントアプリでは、**参加店舗等からのクーポンを配信することが可能**です。

配信を希望される場合は、専用のアプリ管理画面へのアクセスIDをお渡ししますので、お申し付けください。アプリ管理画面から記事を作成し申請いただき、事務局で承認後、アプリに反映されます。



申込方法等

- 本事業への参加申込を希望される場合は、「堺エコライフポイント事業参加申込書」に必要事項を記入の上、受付期間内に下記申込先まで電子メールでご提出をお願いします。

【受付期間】 随時

【申込先】 堺市環境局 カーボンニュートラル推進部 環境政策課

kansei@city.sakai.lg.jp

担当：北側、山本、藤山

【お問合せ】 072-228-3982（直通）

- **令和7年5月末までにお申しいただいた事業者様**については、**事業開始時（6月末頃のHP、報道提供等の公表時点）から参加店舗等として発信**させていただきます。
- **すでにお申しいただいた事業者様**は、改めて申込書をご提出いただく必要はございません。
※店舗等の追加、環境行動の変更・追加がある場合はご提出ください。

申込書の記入要領①（申込書）

参加店舗用



令和 年 月 日

堺市長 様

(申込者) 所在地
名称
代表者職名

〒

堺エコライフポイント事業参加申込書

法人全体の代表者でなくとも、担当部署やその長のお名前でお申し込みいただけます。
また、自署や押印は必要ありません。

※この欄について、事業参加希望の品目やサービスの内容を詳細に記述し、追加の情報を申し添えます。

対象品目・サービス	
ポイント付与の方法	
対象品目・サービス以外の 対象品目・サービス	
ポイント付与する店舗等 の名称・所在地	所在地(市区町)
ポイントカードの種類	

リストから該当するものを選択してください。

どのような製品やサービスをポイント付与の対象にするか、二次元コードはどのような場所に設置するか等、具体的な参加内容を記載してください。枠に収まらない場合は別紙でもかまいません。

※「ポイント取得用二次元コード」及び「参加店舗表示」は、印刷して1店舗あたり1冊ずつお申し込みします。

事業参加用の 二次元コード	事業参加用スター (A3)	冊
	事業参加用リスト (A4)	冊

※冊数に限りがありますので、ご希望に合わせた冊数をお申し込みください。

ご希望の場合、ポイント取得用二次元コードのサインホルダー（カード立て）をご提供します。

備考		
添 付 書 類	氏名	
	所属・役職	
	郵便番号	
	所在地	
	E-mail	

申込書記載内容についての補足説明などがあれば、この欄に記載してください。

【留意事項】

「趣意書」による不採択決定の取消等に関する法律」「参加店舗情報提供」に関する趣意書、申込書付添付書、趣意書付添付書等に基づいてお申し込みを審査します。また、申込書の取扱い等又は参加店舗情報提供に関する取扱いについてお申し込みを審査します。

上記取扱いの取扱いに関するお問い合わせ先は、趣意書に添付するお申し込み書に記載のとおり、お申し込みの届出先である堺市からのお問い合わせ先となります。

こちらの欄のご担当者様が、今後の資料や資材等の送付先や堺市からの問い合わせ先になります。

申込書の記入要領②（別紙）

別紙：ポイント付与する店舗等の名称・所在地等

番号	店舗等の名称	店舗等の所在地 (イベント等の開催場所)	緯度・経度情報	備考(注意事項等)
例	堺市役所	堺市堺区南瓦町3-1	(34.573754969341614, 135.4828069421317)	定休日：土日祝 営業時間：9時～17時
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

緯度・経度情報は、GoogleMap上で、最大までズームしていただき、調べたい地点を右クリック（スマートフォンアプリ版では長押し）するとより正確な位置情報が表示されます。



店舗等の定休日や、営業時間等備考欄に記載してください。

※こちらに記載いただいた内容に基づき、堺エコポイントアプリ等でのポイント取得スポット情報を設定します。
 ※緯度・経度情報は、ポイント不正取得防止のため、二次元コード読取時のユーザー端末側位置情報との照合に利用します。
 ※記載欄が足りない場合は、行を追加してください。

- 本事業への参加は無料です。ただし、広報物を貼付するための消耗資材等、軽微な物品等については各参加店舗でご負担ください。
- 本事業は、やむを得ない事情により予告なく一時的に中断、又は中止する場合があります。
- 参加申込書の内容により、ポイント取得用二次元コードの設置場所など、運用方法を調整させていただく場合があります。また、内容によっては本事業へのご参加をお断りする場合があります。
- 本事業の効果検証を行うにあたり、客数や売上個数等の営業データの提供協力をお願いすることがあります。
- 本事業に参加したこと、本事業を一時中断若しくは中止したこと若しくは本事業への参加をお断りしたことにより、申込者（参加店舗）に損害が発生した場合、ユーザを含む第三者に損害が生じた場合又はユーザを含む第三者とトラブルが生じた場合であっても、本市は一切その責任を負いません。
- 本事業は、令和4年度に、環境省：「食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業費補助金」の採択を受け開始したものです。不当・不正行為はもちろんのこと、市民等に疑念を抱かせるような行為や運用は厳に慎んでください。これらの行為が発覚した場合は、事業期間内でも参加を取り消します。また、これらの行為に起因して本市に損害が生じた場合は、賠償を求めることがあります。

対象環境行動の詳細及び個別参加要件

- 本事業でポイント対象とする環境行動は、内部的には、次の2種類に分けられます。

A 環境省グリーンライフ・ポイントとしてポイントを付与するもの

B 堺市独自項目としてポイントを付与するもの

- 令和4年度に採択を受けた、環境省：食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業費補助金の規定により、上記2つは明確に区分して事業を実施する必要があるため、本資料では区別して整理しています。

※あくまでも、堺市内部での管理や国に実績報告を行う上での区分となります。

- ユーザが獲得できるポイントは同じ「堺エコライフポイント」であるため、利用方法等に違いはありません。
- また、参加店舗等での運用や作業についても違いはありません。

A 環境省グリーンライフ・ポイントとしてポイントを付与するもの



（A-1）プラスチック製カトラリーの配付辞退

対象店舗等でカトラリー類が必要な商品を購入する際、プラスチック製カトラリー類の受取を辞退する。

※プラスチック製カトラリー類以外のカトラリー類辞退でもポイント対象にすることを希望される場合、こちらでなく、B-1でご参加ください。

【付与ポイント数】 **100**（又は**150**※）ポイント
※堺市との協定締結事業者、堺市エコショップ登録店舗の場合

【想定付与方法】 店舗等にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食店（テイクアウト） 等

個別参加要件

- ・カトラリー類が必要な商品の購入時に、プラスチック製カトラリー類を配付している店舗であること。
- ・飲食店のテイクアウトにおいては、イベントでのキッチンカー等、一時的な出店の場合も参加可能とする。



（A-2）飲料購入時のマイボトル利用

対象店舗等で飲料を購入する際、マイボトルを利用する。

【付与ポイント数】 **200**ポイント

【想定付与方法】 店舗等にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 カフェ、飲食店 等

個別参加要件

- ・購入した飲料をマイボトルに入れるサービスを提供していること（マイボトル値引きの有無等は問わない）。
- ・イートインでのポイント付与は、店内でもプラスチック等使い捨てカップで提供されている場合に限る。
- ・イベントでのキッチンカー等、一時的な出店の場合も参加可能とする。



（A-3）クリーニングハンガーの店舗への返却

対象店舗でのクリーニング注文時、不要となったプラスチックハンガーを返却する。

【付与ポイント数】 **300**ポイント

【想定付与方法】 店舗等にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 クリーニング店

個別参加要件

- ・個人からのクリーニングを受付している店舗であること。
- ・クリーニング返却時にプラスチックハンガーを使用しており、その引き取りを行っていること。
(デポジット等の有無は問わない)



（A-4）傘シェアリングサービスの利用

対象の傘シェアリングサービスを利用する。

【付与ポイント数】 **300**ポイント

【想定付与方法】 ユーザが利用完了メールのスクリーンショット等をアプリ内問い合わせから送付
（店舗側作業無し）

【想定対象店舗等】 傘シェアリングサービス運営事業者、シェア傘スポットを有する施設を管理する事業者

個別参加要件

- ・堺市内にシェアリング傘の設置スポットを有するサービスであること。
- ・対象環境行動の実践を一意に確認可能な証票（利用完了メールやWEB利用履歴画面などで、利用日や利用日時、利用IDや注文番号など、当該行動に紐づく固有の情報の表示があるもの）が発行されること。



（A-5）服のリユースショップへの持ち込み

対象店舗等に服を持ち込む（無償譲渡又は売却する）。

※服以外の持ち込みでもポイント対象にすることを希望される場合、こちらでなくB-3でご参加ください。

【付与ポイント数】 **650**（又は**800**※）ポイント
※堺市エコショップ登録店舗の場合

【想定付与方法】 店舗等にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 古着店、総合リユースショップ 等

個別参加要件

- ・主としてリユースする目的で服を回収（買取等）している店舗であること。
- ・個人からの服の回収（買取等）を行う店舗であること。
- ・イベントでの回収など一時的なものも参加可能とする。



(A-6) 食事の食べきり

対象店舗等で食事を食べきる。

【付与ポイント数】 **250** (又は**300**※) ポイント
※堺市食べきり協力店、堺市エコショップ登録店舗の場合

【想定付与方法】 店舗等にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 飲食店、フードコート 等

個別参加要件

- ・個人に対して食事を提供する店舗、又はこれらが入居するフードコートであること。
- ・イートインが可能な店舗であること。
- ・イベントでのキッチンカー等、一時的な出店の場合も参加可能とする。



(A-7) フードシェアリングサービスの利用

対象のフードシェアリングサービスを利用し、出品されている商品を購入する。

【付与ポイント数】 **500** (又は**650**※) ポイント

※堺市との協定締結事業者、堺市エコショップ登録店舗の場合

【想定付与方法】 ①ユーザが利用完了メールのスクリーンショット等をアプリ内問い合わせから送付
(店舗側作業無し)

②店舗等にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 ①フードシェアリングサービス運営事業者、②フードアウトレット品販売事業者 等

個別参加要件

- ・ (①の場合) 堺市内の店舗の登録があるサービス運営事業者であること。
- ・ (②の場合) 個人に対してアウトレット品を販売している店舗等であること。



（A-8）フードドライブ活動への食品の寄付

家庭で眠っている、まだ食べられる食品を対象のフードドライブに寄付として引き渡す。

【付与ポイント数】 **800**ポイント

【想定付与方法】 店舗等にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 フードドライブ実施団体、フードドライブボックス設置店舗 等

個別参加要件

- ・市民等から食品の寄附を受け付けている団体又は当該団体に引き渡すための食品回収ボックスを設置している店舗等であること。
- ・イベントでの回収など一時的なものも参加可能とする。



（A-9）カーシェアリングサービスの利用

対象のカーシェアリングサービスを利用する。

【付与ポイント数】 **1,200**ポイント

【想定付与方法】 ユーザが利用完了メールのスクリーンショット等をアプリ内問い合わせから送付
（店舗側作業無し）

【想定対象店舗等】 カーシェアリングサービス運営事業者

個別参加要件

- ・カーシェアリングサービス（あらかじめ登録した会員で車両を共同利用する仕組み）であること。
- ・堺市内にカーシェアリング拠点を有するサービスであること。
- ・マンション内でのカーシェアリングなど、一部の方のみが利用可能なものは対象外とする。



(A-10) 対象の省エネ家電の購入

個人が対象店舗等で一定基準以上の省エネ性能を有する家電（※）を購入する。
※対象となる省エネ家電の基準は次ページ

【付与ポイント数】 **5,000**ポイント

【想定付与方法】 ①店舗等にポイント取得用二次元コードを設置
※ユーザの申出により、店舗スタッフがレジにてポイント取得用二次元コードを提示
②ユーザが購入履歴等をアプリ内問い合わせから送付（店舗側作業無し）

【想定対象店舗等】 家電量販店、総合スーパーの家電売り場、家電を販売するオンラインショップ等

個別参加要件

- ・国の小売事業者表示制度に基づき、対象品目に統一省エネラベルを表示している店舗・オンラインショップ等であること。
- ・店頭・オンラインショップ等でポイント対象基準を満たす製品の取扱いがあること。
- ・②の場合は上記に加え、注文した家電の型番、注文先の店舗・ショップ名、注文日、届け先が堺市内であること等が購入履歴等で表示されること。

品目	基準
テレビ	統一省エネラベル★2.0以上
ガス温水機器、石油温水機器	統一省エネラベル★3.0以上
エアコン、冷蔵・冷凍庫、電気便座	統一省エネラベル★3.5以上
照明器具（シーリングライトに限る） 電気温水機器（エコキュート）	統一省エネラベル★4.5以上
ハイブリッド給湯器	JGKAS A705※1で、年間給湯効率が108%以上のもの
エネファーム	FCAが公表する機器登録リスト※2に登録されている製品

※1…JGKAS A705は、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格を指す。

※2…一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）の機器登録リストは[こちら](#)

B 堺市独自項目としてポイントを付与するもの



（B-1）カトラリー類の配付辞退

対象店舗でカトラリー類が必要な商品を購入する際、カトラリー類の受取を辞退する。

※プラスチック製カトラリー類以外のカトラリー類辞退でもポイント対象にすることを希望される場合、A-1ではなくこちらでご参加ください。

- 【付与ポイント数】 **100**（又は**150**※）ポイント
※堺市との協定締結事業者、堺市エコショップ登録店舗の場合
- 【想定付与方法】 店舗等にポイント取得用二次元コードを設置
- 【想定対象店舗等】 スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食店（テイクアウト） 等

個別参加要件

- ・カトラリー類が必要な商品の購入時に、カトラリー類を配付している店舗であること。
- ・飲食店のテイクアウトにおいては、イベントでのキッチンカー等、一時的な出店の場合も参加可能とする。



（B-2）通帳レスでの口座開設（切替）

対象銀行等で口座を開設する際、通帳レスにする。又は、既に開設している口座を通帳レスに切り替える。

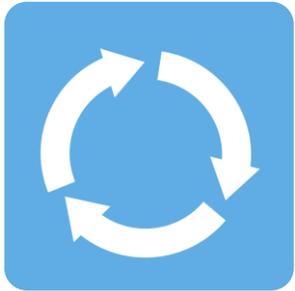
【付与ポイント数】 **200**ポイント

【想定付与方法】 店舗の窓口等にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 銀行、信用金庫 等

個別参加要件

- ・堺市内に実店舗（支店）を有する銀行等であること。
- ・各銀行等の手続きアプリでの口座開設（切替）をポイント対象とする場合は、窓口等においてアプリ画面等を確認のうえ、二次元コードを読み取っていただく運用が可能であること。



(B-3) リユースショップ等への持ち込み

対象店舗に服、靴、カバン、インテリア品等を持ち込む（無償譲渡又は売却する）。

※服以外の持ち込みでもポイント対象にすることを希望される場合、A-5ではなくこちらでご参加ください。

【付与ポイント数】 **650**（又は**800**※）ポイント
※堺市エコショップ登録店舗の場合

【想定付与方法】 店舗等にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 古着店、総合リユースショップ、空き容器の回収を行う店舗 等

個別参加要件

- ・個人から、主としてリユース又はリサイクルする目的で服、靴、鞆、インテリア品その他日用品を総合的に回収（買取等）している店舗又は自店舗で販売した商品の空き容器等を回収している店舗であること。
- ・中古の自動車、電子機器、家具、貴金属などの高級品に特化した買取店は対象外とする。
- ・イベントでの回収など一時的なものも参加可能とする。



（B-4）日用品リペアショップの利用

対象店舗で服、靴、カバンなど日用品のリペア（修理）サービスを利用する。

【付与ポイント数】 **200**（又は**250**※）ポイント
※堺市エコショップ登録店舗の場合

【想定付与方法】 店舗等にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 服、靴等の修理店 等

個別参加要件

- ・服、靴、カバン等の日用品の修理（いわゆる“お直し”）を行う店舗であること（自動車のみ、PCのみ、家具のみなど特定の品目に特化した業態は対象外）。
- ・個人を対象に修理を請け負う店舗であること。
- ・イベントでの修理など一時的なものも参加可能とする。



（B-5）粗大ごみリユース品の受取

堺市がジモティーで出品する粗大ごみリユース品を引き取る。（堺市民限定）

【付与ポイント数】 **800**ポイント

【想定付与方法】 引き取り場所にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 堺市（クリーンセンター臨海工場）

※この環境行動について、参加店舗の公募は行いません



（B-6）地産地消品の購入

対象の農産物直売所や地産地消品ショップなどで商品を購入、又は対象店舗で「大阪産（もん）」「堺のめぐみ」のロゴマークがついた農産物等を購入する。

- 【付与ポイント数】** 200（又は250※）ポイント
※堺市との協定締結事業者、堺市エコショップ登録店舗の場合
- 【想定付与方法】** 店舗等にポイント取得用二次元コードを設置
- 【想定対象店舗等】** 農産物直売所、地産地消品ショップ、スーパー 等

個別参加要件

- ・堺市内や大阪府内の生産・加工物を主として取り扱っている農産物直売所、地産地消品ショップや、地産地消コーナーを有するスーパー等、又はこれらの事業者がスポット的に開催する直売イベント等であること。
- ・地産地消コーナーが無いスーパー等の場合は、「大阪産（もん）」「堺のめぐみ」の農産物等を日常的に取り扱っている店舗であること（仕入れ状況により取扱いの無い日があっても参加可能）。



(B-7) いきもの発見報告

対象のサービスで、堺市内で発見した生物の写真を投稿する。

【付与ポイント数】 **50** (又は**100**※) ポイント
※堺いきもの情報館への投稿の場合

【想定付与方法】 ユーザが投稿完了画面やメールのスクリーンショット等をアプリ内問い合わせから送付
(サービス側での作業無し)

【想定対象店舗等】 いきもの投稿アプリ 等

個別参加要件

- ・堺市内で発見したいきものの写真を、撮影位置等の情報を含めて投稿できるアプリ等のサービスであること。



(B-8) 自転車での来店・来庁

対象の施設や店舗に自転車で移動する。

【付与ポイント数】 **200**ポイント

【想定付与方法】 店舗・施設の駐輪場や総合案内所等にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 市役所、区役所、ショッピングモール、スーパー 等

個別参加要件

- ・専用の駐輪場を有する施設・店舗であること。



（B-9）シェアサイクルの利用

①堺市シェアサイクル事業のサービス（HELLO CYCLING）又は②対象のレンタサイクルサービスを利用する。

【付与ポイント数】 **250**ポイント

【想定付与方法】 ①ユーザが利用完了メール等をアプリ内問い合わせから送付（サービス側での作業無し）。
②窓口等にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 ①市内のHELLO CYCLINGサイクルポート
②市内のレンタサイクル貸出所 等

個別参加要件

（①の場合） 市内にサイクルポートを有するシェアサイクルサービス運営事業者であること。

（②の場合） 市内にレンタサイクル貸出所等を有するレンタサイクルサービス運営事業者であること。



（B-10）うちエコ診断の受診

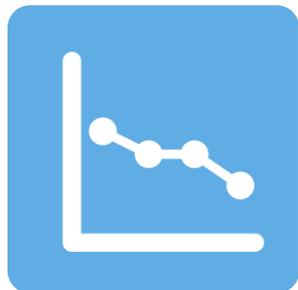
環境省が提供する「うちエコ診断WEBサービス」を受診する。（堺市民限定）

【付与ポイント数】 **100**ポイント（事業期間中1回のみ）

【想定付与方法】 ユーザが診断完了画面のスクリーンショットユーザが等をアプリ内問い合わせから送付（サービス側での作業無し）

【想定対象店舗等】 環境省「うちエコ診断WEBサービス」

※この環境行動について、参加店舗の公募は行いません



（B-11）エネルギー使用レポートの確認

電気・ガス事業者が提供するエネルギー使用量レポート等を確認する。（堺市民限定）

【付与ポイント数】 **50**ポイント

【想定付与方法】 ユーザがエネルギー使用レポート画面のスクリーンショット等をアプリ内問い合わせから送付（サービス側での作業無し）

【想定対象店舗等】 電気小売事業者、ガス小売事業者

個別参加要件

- ・アプリやWEB上で、ユーザ（供給契約者）が自身の月単位のエネルギー使用量やその推移、前年同月との比較等を確認できるサービスを提供している事業者であること。



（B-12）再エネ電気メニューの申込

再生可能エネルギー100%の電気プランを契約する。（堺市民限定）

【付与ポイント数】 **8,000**ポイント

【想定付与方法】 ユーザが契約完了画面の等をアプリ内問い合わせから送付（サービス側での作業無し）

【想定対象店舗等】 電気小売事業者

個別参加要件

- ・非化石証書の活用を含め、個人が契約可能な再生可能エネルギー100%の電気プランを提供している事業者であること。



（B-13）環境講座・イベントへの参加

対象の環境関連講座等に参加する。

【付与ポイント数】 **100**（又は**150**※）ポイント
※本市主催のイベント等の場合

【想定付与方法】 講座等の会場にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 環境講座、環境イベント、各種イベント内の環境ブース 等

個別参加要件

- ・堺市や企業・団体等が主催する、堺市民が受講・参加可能な講座等であること。
- ・講座等の情報を堺市ホームページ内で紹介可能であること。
- ・環境以外のイベント等に出展する環境関連ブースも対象とする。



（B-14）家庭系廃食用油の持ち込み

家庭での調理等により出た植物性廃食用油をペットボトルに入れ、対象の回収ボックスに投入する。
※飲食店等の事業系廃食用油は回収対象外

【付与ポイント数】 **400**ポイント

【想定付与方法】 家庭系廃食用油の回収ボックスを設置している施設等にポイント取得用二次元コードを設置

【想定対象店舗等】 ショッピングモール、ガソリンスタンド 等

※この環境行動について、参加店舗の公募は行いません